

弊社業務委託契約書より一部抜粋

第3条(報酬)

乙による本件業務遂行の成果として甲が乙の紹介した人材(以下「乙紹介者」という)を甲の人材候補として決定した場合、甲は乙に対し、甲の機関決定を経て承認された乙紹介者の年間報酬額の30%に相当するコンサルティング料(消費税および地方消費税別途)を、乙紹介者の就任日の属する月の翌月末までに支払わなければならない。また、乙紹介者が就任後3ヶ月以内に自己都合により辞任し、または甲によって解任された場合、乙は甲に対し、甲から辞任または解任の通知を受けた日の属する月の翌月末までに、以下の各号に基づき、乙紹介者について甲より受領したコンサルティング料(消費税および地方消費税を含む)を返還しなければならない。

(1)甲の入社後1ヶ月以内に退職した場合はコンサルティング料の80%

(2)甲の入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合はコンサルティング料の50%